

京都市男女共同参画推進会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年5月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第4号

京都市男女共同参画推進会議規則の一部を改正する規則

京都市男女共同参画推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 区長及び担当区長

第2条中第7号を第11号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の3号を加える。

(8) 選挙管理委員会事務局長

(9) 人事委員会事務局長

(10) 監査事務局長

第2条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 市会事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)